

I 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準

序 文

この液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準（以下「基準」という。）は、液化炭酸ガス容器に装置される破裂板式安全弁に係る「容器保安規則の機能性基準の運用について」別表第 2 別添 10「附属品の技術基準の解釈」（以下「例示基準別添 10」という。）の組試験における性能試験をより適切なものとする事によって、夏季における当該安全弁の予期せぬ作動を減少させることを目的とする。

1 適用範囲

本基準は、液化炭酸ガスを充てん充填する一般継目なし容器（消火設備用容器を除く。）に装置されるバルブ（ヨーク締付式弁を除く。）と一体となっている銅製破裂板式安全弁（以下「安全弁」という。）に適用する。

2 用語の意味

本基準で用いる用語の意味は、高圧ガス保安法、容器保安規則及び「容器保安規則の機能性基準の運用について」の例による。

3 作動試験

液化炭酸ガスを充てん充填する一般継目なし容器に装置される安全弁に係る容器保安規則例示基準別添 10 第 9 条第 1 項第 3 号の安全弁作動試験は、次による。

安全弁作動試験は、次の(1)及び(2)の方法により行い、(3)の基準に合格することとしなければならない。

(1) 試験は、液化炭酸ガスの耐圧試験圧力（19.6MPa）以下の圧力を加えることにより行うものとする。

(2) 試験は、破裂板を装着する安全弁の締付けナット及びワッシャーと同一の形状及び寸法で同一の材料から製作された締付けナット及びワッシャーを用いて行うこと。

この場合、吹始め圧力の測定に当っては、温度 60 ± 5 °C の状態において測定でき

るような措置を講じて行うものとする。

- (3) 試験は、液化炭酸ガスの耐圧試験圧力（19.6MPa）以下の圧力で作動するものを合格とする。

4 表 示

安全弁及び当該安全弁が装置されるバルブには、次に定めるところにより表示を行うこと。

- (1) 安全弁の締付けナットには、「WP19.6M」をその頭部の見やすい箇所に打刻し、かつ、附属書 A に定める識別を行う。
- (2) 安全弁の破裂板には、「19.6M」をその表面の見やすい箇所に明示する。
- (3) バルブ本体には、「WP19.6M」をその表面の見やすい箇所に打刻する。

附属書 A

(規定)

締付けナットの識別

序 文

この附属書は、安全弁の締付けナットの識別について規定する。

A.1 識 別

安全弁の締付けナットには、図 A.1 の (A) 又は (B) に示すように 2 列の V 溝をその側面のすべての稜角部に施すものとする。

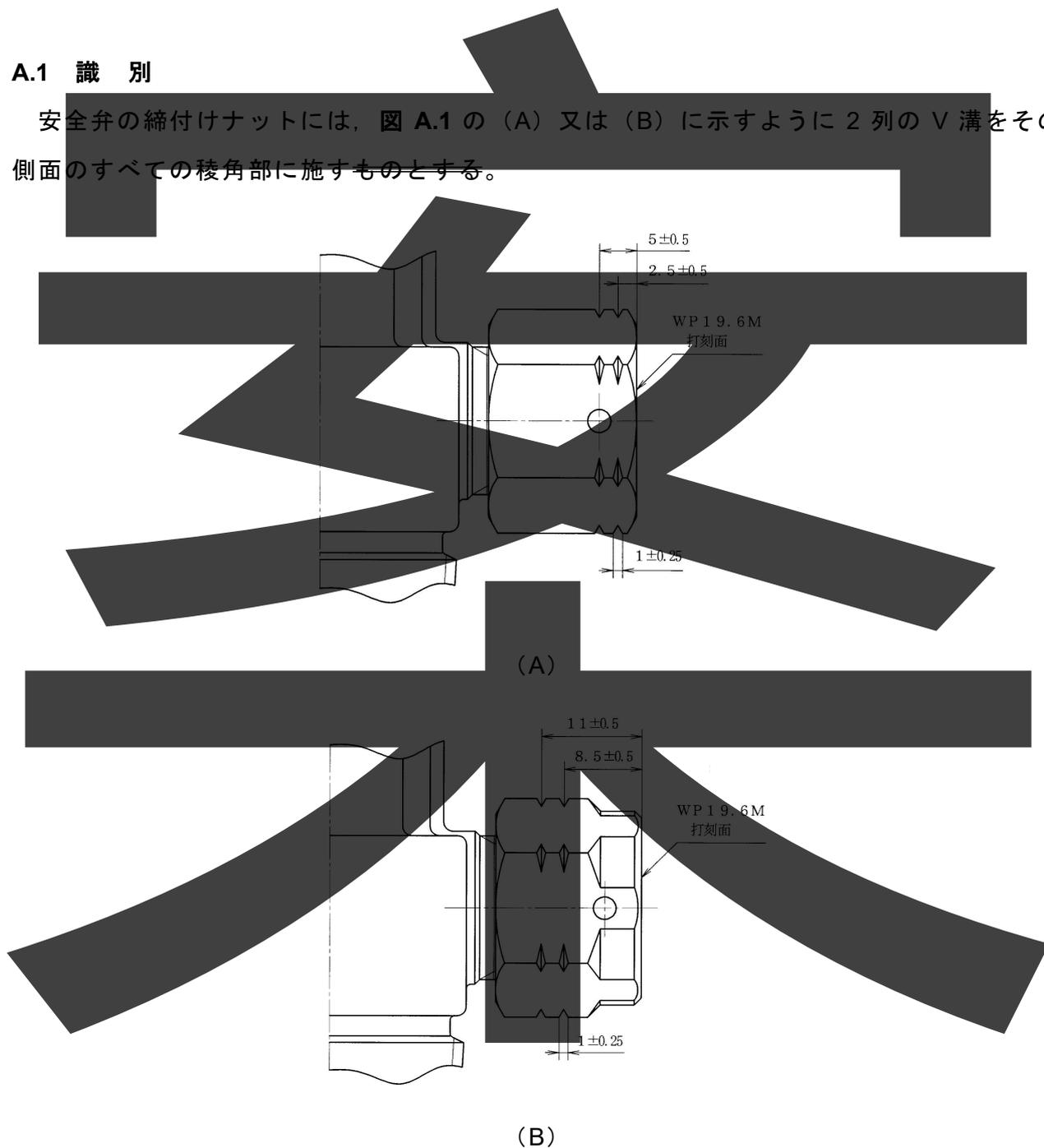


図 A.1 - V 溝の位置及び幅